

第3回 伊丹市行財政審議会 議事録

伊丹市行財政審議会

第3回 伊丹市行財政審議会 議事録

1. 日 時 平成27年6月12日（金） 18:00 ～ 20:00
2. 場 所 市役所東館3階 会議室
3. 出席者 **【委員】**
松尾会長、和田副会長、明石委員、黒瀬委員、田爪委員、角田委員、
仲野委員、藤原委員
【事務局】
後藤財政基盤部長、須磨財政企画室長、野中経営企画課長、
中畠財政企画課長、桝村総合政策部長、今村政策室長、
前田施設マネジメント課長、宮木政策室主幹兼施設マネジメント課主幹
4. 傍聴者 1人
5. 議 事 (1) 開会
(2) 議題
 - 1) 第2回審議会の議事概要について
 - 2) 効率的な行政経営について
 - ①公共施設マネジメントの推進について
 - ②PPP（公民連携）の推進について
 - ③事務事業の見直し・効率化について
 - ④第三セクター等の見直しについて(3) 連絡事項
(4) 閉会

(1) 開会

- 事務局
 - ・ 本日は全員出席であり、伊丹市行財政審議会規則第6条第2項により、過半数を満たしているため、会議は成立している。
- 会長
 - ・ 本日の会議録の署名は、名簿順での指名ということで、前回欠席であった角田委員と藤原委員にお願いしたい。
 - ・ 本会議は伊丹市行財政審議会傍聴要領に基づき原則公開するとなっている。本日の傍聴者は0である。(最終傍聴人数1名)

(2) 議事 1) 第2回審議会の議事概要について

<事務局より資料に基づいて説明>

(2) 議事 2) 効率的な行政経営について

①公共施設マネジメントの推進について

<事務局より資料に基づいて説明>

- A 委員
 - ・ 共同利用施設について、小学校区と地域コミュニティの関係を考える中で、小学校17校、中学校8校に対して共同利用施設が75施設というのはかなり多いと思うが、どう考えているのか。また、地域コミュニティを小学校区単位として考えていくのは分かったが、今後の共同利用施設の今後の位置付け等の展望はどうなっているのか。
- 事務局
 - ・ 75施設の共同利用施設に対して、伊丹市内の自治会は200以上あり、自治会が利用すると言っても、現状として公平な状態ではない。共同利用施設のメインの利用者である自治会も高齢化が進んでおり、施設の維持管理も難しくなっている。その中で伊丹市として、地域のコミュニティを自治会単位から小学校区単位に大きくしていこうという方向性があり、その中にある複数の共同利用施設を、まちづくりのコミュニティ、今後の活動をどうしていくのか、どの共同利用施設を利用するのが良いのかを考える中で、整理していくという思いがある。
- A 委員
 - ・ 自治会にも集合住宅を元にする自治会と戸建住宅を元にする自治会があり、集会所を持っている自治会もあれば持っていない自治会もある中で、自治会を超えた集会所を要する活動がどのくらいあるのかを教えていた

だきたい。また、一日を4つの時間帯くらいに分けたときの共同利用施設の利用状況も教えていただきたい。

- 事務局
 - ・ 公共施設白書において共同利用施設の利用状況もまとめており、朝昼晩の3つの時間帯に分けたときに、最も稼働率が高い施設で約40%、最も低い施設で3%、5%という所もあり、平均すると全体で約25%程度の稼働率となっている。
- A 委員
 - ・ 居住者からすると共同利用施設が身近にあった方が良いと思うが、光熱水費等の予算は少なからず掛かっており、決して高いとは言えない稼働率の中、今後もその状態で維持していくのかどうかということを確認したい。
- 事務局
 - ・ 方向としては減らさざるを得ないと思っている。高齢化に伴うニーズの変化等により、現状の施設をそのまま残しても利用しにくいという意見がある。施設がなくなるのは困るが、今のままでも利用しにくいので、今後数を減らしたとしても、利用しやすい施設に整理されることについては、専門部会としては一定の方向は理解出来るという意見である。
- A 委員
 - ・ 最も多い使われ方は何か。
- 事務局
 - ・ 一つは自治会の寄合、その他は地域の方の趣味の講座、カフェのような語り場として利用されていたりする。
- B 委員
 - ・ 今後、地域組織の本格的な展開がされていくと、共同利用施設の位置付けが地域にとって非常に重要な位置を占める場合があると思うが、何を残して何をスクラップするかという取捨選択の時期が来るが、その基準はあるのか。
- 事務局
 - ・ 今後は本審議会の答申を踏まえ、単に減らすのではなく、市民の方が利用しやすい形はどういった形かという事を関係部局と調整して、利用者にもフィードバックしながら一定のルールを作っていくたいが、地域によっては共同利用施設の数や利用状況や老朽度等も違うので、一定のルールでもってまとめることは出来ないと思われている。
- 会長
 - ・ 行財政プランにどの程度項目を反映させるかというところで、例えば

共同利用施設に関しては、小学校区として捉えることで、空き教室分の面積の維持管理費が減るという財政的な効果は分かるが、場合によって地元で管理されていくとなれば、土地の売却を必ずしも前提としてはいけなくなると思うので、財政的な効果として考えると、維持管理費と再投資費は節約できるが、必ずしも跡地の売却までは考えない方が良いのか。

- 事務局
 - ・ 使わなくなったものが無くなるかというところではなく、地域の施設として地域で管理する選択肢や、民間がコンビニ等として所有し、民間が使わないフロアについては、今まで通り共同利用施設として利用するといったことも、今回の専門部会で公民連携に詳しい委員から可能性として意見を頂いており、今後、公共施設再配置計画を策定する中で検討の項目となっていく。

- B 委員
 - ・ 共同利用施設は現行の施設を単位として、建替え、機能向上は図らないという事だが、地域組織が定着してきて、大きなロットの金が地域に入ると集中管理が必要であり、インターネット環境が使えない施設でそれが可能なかという問題が出てくると思うが、IT 環境の向上についてはどう考えているのか。

- 事務局
 - ・ 具体的な管理の方法等については、施設の全体的な使い方が決まっただから、利用者が使いやすい管理の方法を考えていくべきだと思うので、今の専門部会の段階では細かい所まで検討はしていない。

- A 委員
 - ・ 野外活動センターは市所有なのか。伊丹市民の利用は少ないのか。民間活力の活用は広域の住民の利用になるのか。

- 事務局
 - ・ 民間活力の具体的なイメージはないが、専門部会の中では利用率が低く、年間約 7,000 万円の維持管理費が掛かっているところからいくと、手放すという事も視野に入れて廃止の検討も行った。しかし、環境的にも良い所という事もあり、完全に無くしてしまうのではなく、今の施設をより活用できる民間の団体をまず探すというところで、優先順位として、まず民間の活力が可能なかというところを備えに入れたところ。

- A 委員
 - ・ 譲渡するという理解が含まれているのか。

- 事務局
- ・ この譲渡は今ある施設を民間の活力でという思いがあるので、荒地にするや雑木林にするといったような民間活力ではなく、伊丹市民を含めて利用者が使いやすくなったというような民間を探すといったイメージである。
- B 委員
- ・ 県の同じような施設も指定管理に代わってから、利用率が上がり予約を取るのも大変な施設になったということもあり、やり方によっては色々な活力が生まれてくるといった事例もある。
- A 委員
- ・ 演劇ホールは市内よりも市外の方がよく利用しているということだが、それについての方針はどう考えているのか。
- 事務局
- ・ 施設の利用者にとっての評価は高いが、施設を利用しない方にとっては全く縁の無い施設であるという意見を専門部会で頂いていることから言うと、公共がやるから上手くいかないということであれば、民間活力を有効に使えるのはどういう形かという事も含めて、運営のあり方を考えるべきではないのかという意見を頂いた。
- 会長
- ・ 審議会の出発点として、何もしなければ30年間で450億円の収支不足が見込まれる中、公共施設マネジメントで150億円程度の効果を出すという説明だったが、新・行財政プランでは5年間の計画を策定するという事で、報告書の短期・中期・長期の内、短期の5年間でどの程度の効果額が見込まれるのか。また、30年間で考えた場合に、150億円の歳出不足が解消されると認識されているのか。
- 事務局
- ・ 短期で上がってきそうな施設により見込まれる効果額は、地方債の利子も含めて33億円程度ではないかと考えている。ただし、新・行財政プランの計画期間である5年間で反映される効果額と考えると、一般財源ベースで6億円程度になるのではないかと考えている。
 - ・ 中長期的に考えると、大きな方向性が示されたものではあるが、実際の再配置計画にどう反映されるかは今後庁内で議論していくところ。期間は定めなくとも概ねの方向性が示されれば、計画期間以降の残りの25年間で押しなべて効果額を反映させることは可能であると考えている。
- 会長
- ・ この方針で進めていけば、可能性として当初想定していた効果額が現実的に得られると考えてよいのか。

○事務局 ・ 目標に向けて議論を進めていく。

(2) 議事 2) 効率的な行政経営について

②PPP（公民連携）の推進について

③事務事業の見直し・効率化について

<事務局より資料に基づいて説明>

○A 委員 ・ 職員が減っている中で業務の外部委託により経費を下げるというのは理解できるが、PPP は手段であって目的ではない。なぜその手法が良いかということも考えると、建物に関しても、所有権は持ちながら運営は民間という考え方で経費は下がる可能性はあるが、そもそも所有に今後もこだわる物とそうでない物があり、必ずしも PFI が上手くいっていない自治体もあるので、原理原則を踏まえた上での事務事業の見直し・効率化であって欲しい。

○事務局 ・ PPP の基本的な考え方においても、市民ニーズに対応した市民サービスの持続的・安定的な提供、市民サービスの質の維持向上、協働の推進による地域の活性化、行政運営にかかる経費の削減といった方向性が示されており、何が何でも PFI を実施するという訳ではない。

○B 委員 ・ 資料にもある通り、民の能力を活用できるものは民に任せ、行政が直接行うべきサービスの集中、重点化が図れば素晴らしい街になっていくとは思いますが、職員側の認識としてこの部分は出来ていると考えている部分はあるのか。市民側から見ると、市民が発案した部分に行政が入ってきてしまっているように見える場面がある。そういう認識はあるか。

○事務局 ・ 連携していこうという意識が強過ぎて、後から入ったにも関わらず市が始めた事業だとしているように見える場合もあるかもしれないが、市としては、何とか市民の方と手を取り合ってやっていこうという思いは理解いただきたい。

○副会長 ・ 資料の書きぶりとして、PPP の取り組みが手段であり目的ではないということが見えていないと感じる。特に協働事業について、これだけ事業を行っているという事ではなく、どう効果が見えてきているのか、例えば市民が最終的に自立したり、協働事業をきっかけに市民活動等がベ

ンチャー企業に発展するといったものでないと行財政プランに生きてこないと思う。平成26年度から始まっている公募型協働事業にはどれくらい予算を計上しているのか。

- ・ 市民の満足度はお金で計れないが、経営的なものに発展していくといったようなものが見えてくる協働事業でないと、行財政プランに載せるには手段と目的の部分がしっかりしておらず、効率化していくところまで見えていかなければと思う。
- ・ 指定管理者制度については、行政で行うよりもメリットが出ると言われている一方で、上手くいっていないケースもある中で、モニタリングがどこまで出来ているのか、どのくらい効率的になったというのが無いと行財政プランに載せるには弱いのではないか。

- 事務局
- ・ 公募型協働事業についてだが、例えば地域猫対策事業があり、これは行政が地域猫対策をどこまでやるか苦慮していたところに、地域から公募により提案があったもので、現段階では公共で行う場合と比較してどの程度効果があったのかという効果検証はできていないが、今後行政評価等の他の分析資料と合わせて表現していくことになると思う。
 - ・ 指定管理者制度のモニタリングについては、施設によってバラツキがあるのは確かであり、利用者にアンケートを取る等を行っているが、アンケートの中身についても利用者との関わり方が違うこともあり、それらについては、年に一度連絡会を開催し、その中で意見交換等により対応している。

- 副会長
- ・ 平成26年度の公募型協働事業全体の予算額を教えてください。

- 事務局
- ・ 事業にもよるが、例えば地域猫対策事業であれば、看板作製に数十万円や事務費等にいくらかついている程度で、公募型提案事業全体でも200万円程度である。いずれも事業規模としては少額である。

- 会長
- ・ 費用対効果の問題で、同じ資源を投入し、より効果的な事業が推進出来るのであれば、財政的なメリットがあると考えていいのではないか。また、事業の発案を民間に委ねることで、限られた職員で拡大する行政需要に対応するという意味において、人を増やさない、もしくは減らす効果があるのであれば財政的なメリットがあると思う。
 - ・ 指定管理についても委託料の削減、結果的に人件費等の削減につながるメリットもあるが、それも効果との兼ね合いが大事で、期待される成果

が得られないという場合は、かえってコストが掛かっているということもある。事例として指定管理が2回、3回転すると情報量が民間の方が多くなり民間にノウハウは蓄積されるが、市側は導入当初のサービスレベルに詳しい人が異動してしまうと、情報量が少なくなり、職員のサービスを維持する意識が希薄になってしまう可能性があるケースもある。職員向けの資料にもいかにサービスレベルを担保していくかという事を強調した書きぶりでも良いかと思う。

- B 委員
- ・ 指定管理の指定を受けて10年目で回転は3回転目であるが、効果測定という面では、正規職員の人件費の水準と比べると効果はある。ただし、今は指定管理の設置目的に手足を縛られている状態であり、例えば家賃等を指定管理者自ら払えれば良いが、今の指定管理制度上では無理である。そこを突破できる方法を公民ともに考えていかなければならないと思う。

(2) 議事 2) 効率的な行政経営について

④第三セクター等の経営健全化について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
- ・ 少し補足いただきたいが、シルバー人材センターについて、新たな損失補償を設定しないとあったが、スポーツセンターと同じように資産を持っていて、将来的に改修を行う必要性が生じるというように考えたらよいのか。
- 事務局
- ・ シルバー人材センターの所有する資産としては事務所がある。抜本的な改革までは言及せず新たな損失補償は設定しないとした理由は、一定減価償却等の引当資産があり、当面の間は当該引当資産により、将来のハード整備に備えていけるのではないかとこのところで整理した。
- 会長
- ・ 事業としてフローの採算性があるのか。市からの運営費補助がなければ、団体の経営が成り立たないような状態なのか。引当資産の財源を市が何らかの形で経常的に補助している、結果的に市が肩代わりしているような事になる可能性はあるのか。
- 事務局
- ・ 基本的には人材派遣のような事業をやっている分にはフロー的に恐ら

く赤字になることはないだろう。市が国の補助に随伴で補助するような事業に限っていけば赤字になるようなことは無いと思う。

- 会長
 - ・ 将来自前で事務所の再投資が出来ず、賃貸料が発生した場合に事業は成り立つ団体なのか。その際は家賃補助をしなければならなくなるのか。

- 事務局
 - ・ 公益性が高い団体であるということは市も認識しているので、状況に応じてということはあるが、雇用がある程度あれば、将来的にも何とか出来る部分が多いのではないかと考えている。

- B 委員
 - ・ 資料を見ると、シルバー人材センターは約3,800万円の市からの補助金を除くと3,600万円の単年度赤字で、これだけを見ると、かろうじて賄えているもので、収入があるから独立採算的な事業になりうるとは読めない。B/S、P/Lがないと判断できない。

- 事務局
 - ・ この資料だけでシルバー人材センターの採算制を判断するのは難しいかとは思いますが、補助金の内訳についても国が半分補助、市が随伴して半分補助する国策としての補助金も含まれていることから一概にこの補助金がなければという判断にもならないかと思う。

- A 委員
 - ・ スポーツセンターの場合も赤字額も債務額も相対的に大きく、PFIをやったところで民間は収入が見込めないと、融資をして事業を組むインセンティブがないと思うので、利用者数の増が見込めないのであれば、利用料を引上げる等しなければ民間は乗ってこないのでは、安易にPFIと言えるのかどうか分からない。
 - ・ この資料では資産をどれくらい持っているのか分からず、どこから結論が出てきたのか分からない。廃止の意見という訳ではないが、抜本的改革の選択肢は限られているのではないか。それ以上の市民のスポーツを楽しむメリットがあるから必要だという様な経済以外の論理があるべきで、これだけでは議論しにくい。

- 会長
 - ・ 経営の健全化というのは公益財団法人の健全化を検討するのか、スポーツ事業の経営を健全化するので大きく中身が違ってくるので、何を健全化するのかを具体的に書いておく必要があると思う。財団法人の健全化ならば、財団法人ありきだと思うが、スポーツ事業の健全化ならば、財団法人ありきではなく、民間の代替事業者も含めて一番良い担い手で事業を推進していけば良いと思う。その点は今後ぼかさないと

思う。

- 事務局
 - ・ 財団法人の健全化か市スポーツ事業の健全化かという質問は広義に捉えるべきかと思う。市スポーツ事業としての健全化としては、事業手法の選択をしていくべきではないかと思う。具体的な抜本的改革の手法としては第三セクター等の経営健全化等に関する指針のフローチャートの中で検討していくべきではないかと思う。

- A 委員
 - ・ 直営しかないかと。

- 会長
 - ・ PPP の趣旨からすると、財団法人ありきではないと考える必要があると思う。

- 副会長
 - ・ (株)アリオと伊丹都市開発(株)の2社について配当の還元がないということで、還元があるべきかと思うが、資料の下の今後の方針として「すべきではないか」とあり、他のページと比べてぼやけた感じがするが、これは理由があるのか。配当の請求はできるのか。

- 事務局
 - ・ 2社については打診をしてはいるが、対応が遅れている状況である。正論と言えば正論であるので、請求していくべきとは考えているので、強調すべきではあろうかと思う。ただ、過去にも働きかけはしているところであり、この審議会の意見を踏まえて強く訴えていけたらとは思っている。

- 会長
 - ・ 伊丹都市開発(株)については、77%も保有しているので、市の意向として言えば応じざるを得ないと思う。重要なことは、その利益がどのように再投資されているのか、公共の本来の目的に使われているのか、一定公共の役割が済んでいるならば、そこから出る利益は配当として回収し、他の公共の事業に使うというのが、市としてのお金の使い方だと思うので、その点を少し考慮する必要があると思う。
 - ・ 逆に保有率22%というような出資比率の(株)アリオについては、市が引き続き保有を続ける必要があるのか、場合によっては単に利益還元だけではなく、役割を果たしたのであれば、市が手を引く選択肢も考えられるのではないか。当初の公共の目的が引き続き必要で、株式会社として再投資するのが目的に合っているのか、合っていないのかは重要な判断基準になる。

- A 委員
- ・ 内部留保として利益剰余金に回された単年度の利益が、何に使う予定なのかは会社の中長期計画を見ないと分からないが、株主総会に参加すれば発言権はあるだろうけども配当をしない自由もあるかと思う。

(3) 連絡事項 (省略)

(4) 閉会 (省略)